

## 基本的考え方

廊下は、玄関、階段、昇降機及び各出入口までの通路であり、誰もが自由に移動できる動線を確保するため、次の点に配慮する。

- (1) 利用者が迷わず容易に目的の空間まで到達できる動線計画や案内設備をほどこす。(単純な動線計画、案内板等)
- (2) 移動を妨げる物がなく、誰もが支障なく通行できる構造であること。(床の表面、幅員、手すり、判別しやすい色相や明度、仕上げ等)

整備基準 廊下等	解説図
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>	<p>→図 7-1 廊下等の基準</p>

整備基準 バリアフリー経路を構成する廊下等	解説図
<p>バリアフリー経路を構成する廊下等は、1の項※の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<p>→図 7-2 バリアフリー経路とするために上記基準に追加する基準</p>

※1の項とは、上記基準の「廊下等」で規定する基準である。

整備基準の解説

■ 図 7-1 廊下等の基準（廊下等の床の表面と視覚障害者誘導用ブロック）

ア 表面

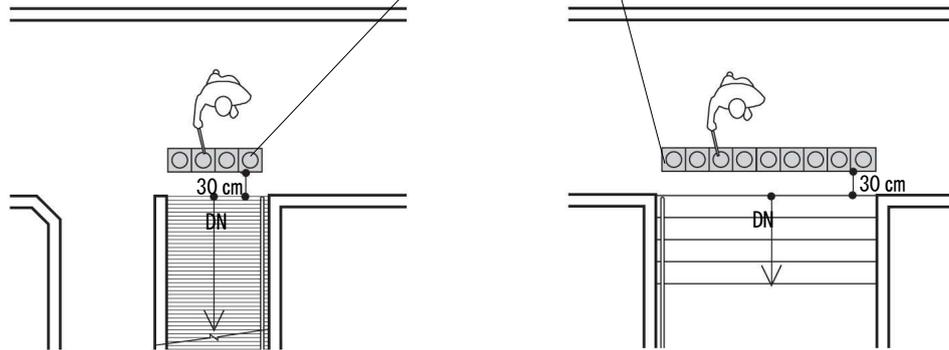
粗面とし、又は滑りにくい材料とする。

イ 点状ブロック

傾斜路や階段の上端に近接する廊下部分に設置する。

（適用除外）

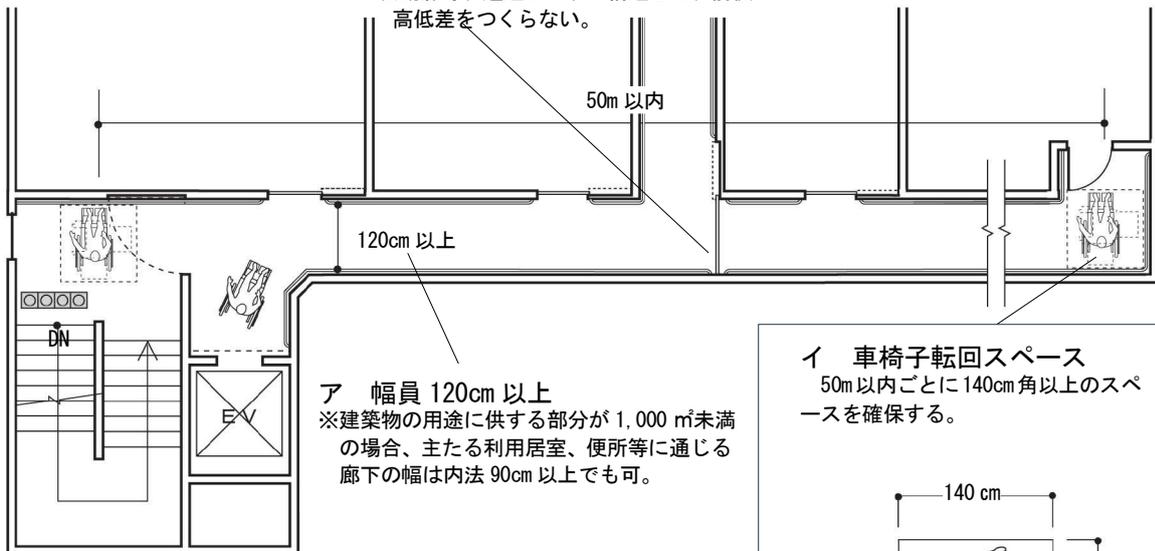
- ・ 1/20 を超えない傾斜路
- ・ 高さが 16 cm を超えず 1/12 を超えない傾斜路
- ・ 自動車の駐車のために供する施設に設けるもの  
（図 9-2（2-53 頁）参照）



■ 図 7-2 バリアフリー経路とするために上記基準に追加する基準（廊下等の幅員と転回スペース）

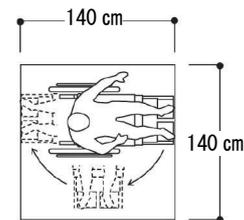
ウ 戸を設ける場合

自動扉等、通過しやすい構造とし、前後に高低差をつくらない。



ア 幅員 120cm 以上  
※建築物の用途に供する部分が 1,000 m<sup>2</sup>未満の場合、主たる利用居室、便所等に通じる廊下の幅は内法 90cm 以上でも可。

イ 車椅子転回スペース  
50m 以内ごとに 140cm 角以上のスペースを確保する。



## 設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

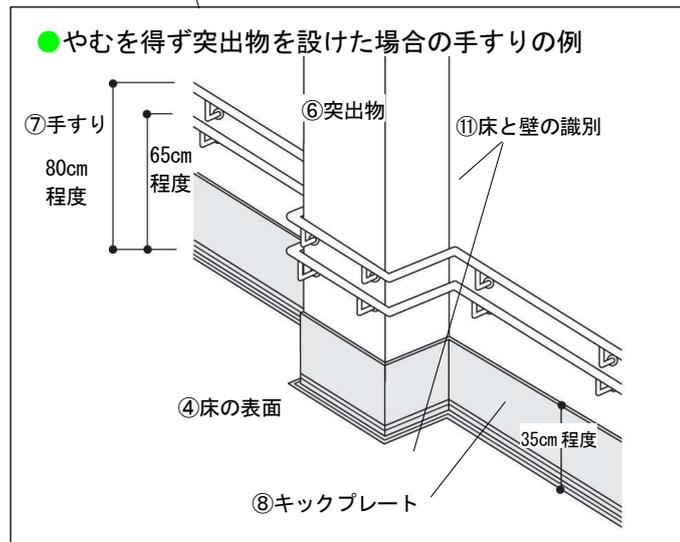
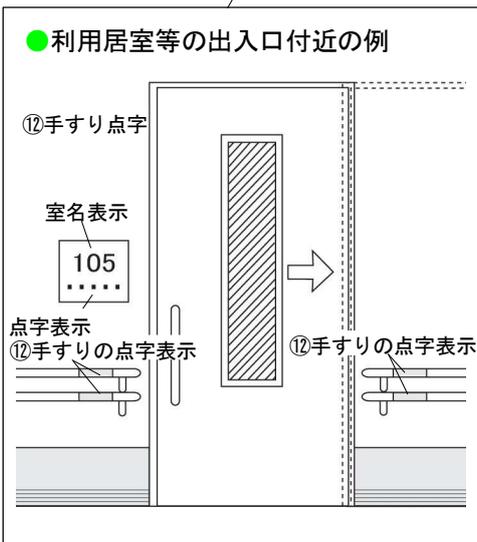
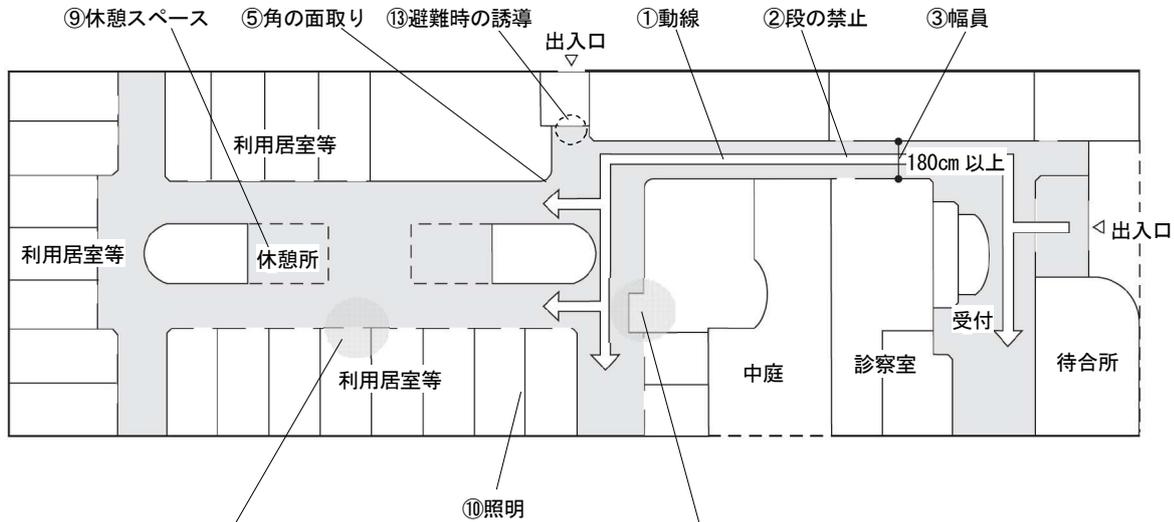
	設計図内の番号	肢体不自由 			
		立位移乗		座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）	
動線	①	・できるだけ直線的で単純な動線とする。			
段の禁止	②	・原則として段がないよう設計段階から配慮する。やむを得ない場合は、傾斜路または昇降機を設ける。			
幅員	③	・車椅子のすれ違い、転回に配慮する。			
床の表面	④	・滑りにくく、つまずきにくい仕上げ、転倒の際に衝撃の少ない材質とする。	・車輪等が動きやすく、抵抗の少ない材質や仕上げとする。カーペットの場合は、沈み込みの少ない固めのものとする。		
角の面取り	⑤	・できるだけ大きな隅切りまたは面取りを行い、車椅子の走行や見通しに配慮する。			
突出物	⑥	・消火栓や配電盤等を設ける場合には、通行の妨げにならないように設置し、柱等の突出物もできるだけなくす。			
手すり	⑦	・必要に応じて廊下の両側に手すりを設け、できるだけ連続して設置する。			
キックプレート	⑧		・必要に応じて高さ 35 cm 程度のキックプレートを設ける。		
休憩スペース	⑨	・長い通路や広い空間には、休憩できるスペースを確保し、腰掛け等を設置する。			
照明	⑩	・通行に支障のない明るさを確保し、照明ムラも避ける。必要に応じて足下灯等を設ける。			

	設計図内の番号	視覚障害 		聴覚障害 	
		見えにくい(弱視/色盲)	見えない(全盲)	聞こえにくい	聞こえない
床と壁の識別	⑪	・床と壁の境界を識別しやすくするため、双方の配色は、色相や明度の差に配慮する。			
手すりの点字表示	⑫		・利用居室等のドア前後の手すりに、室名の点字をつける。利用居室等の反対側にしか手すりがない場合は、「ムカイ・305」等と表記する。		
避難時の誘導	⑬	・音声による誘導を行うことが望ましい。		・文字や光、記号等による誘導を行うことが望ましい。（フラッシュライト、非常電光表示等の設置）	

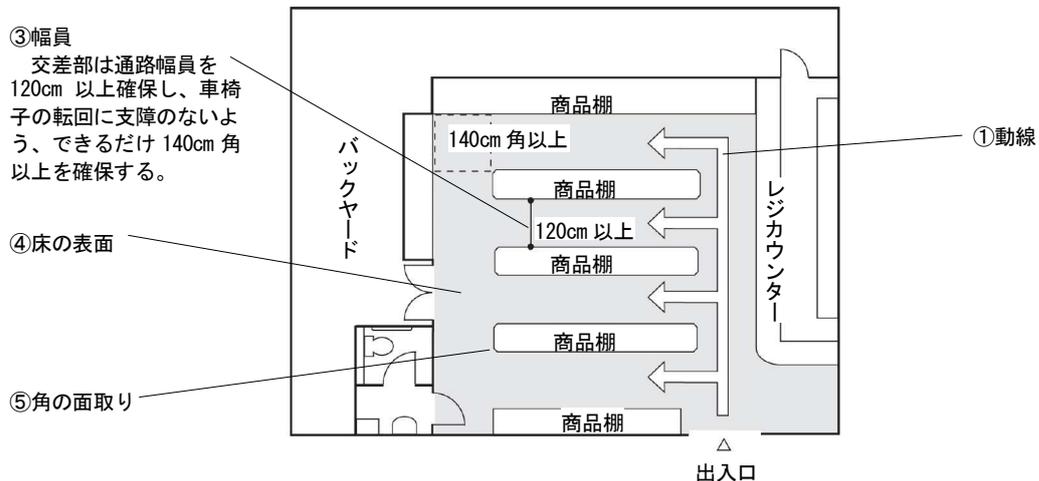
## 設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

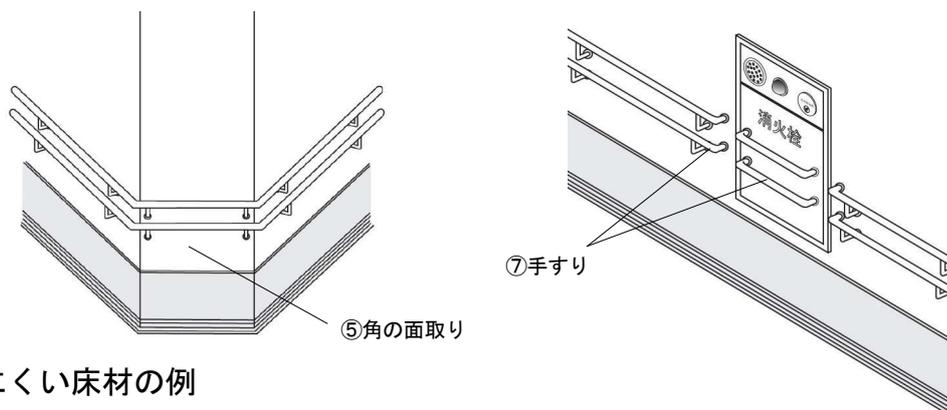
### ■廊下等の例（大規模なもの）



### ■廊下等の例（小規模なもの）



## ■連続した手すりの設置と角処理の例



## ■滑りにくい床材の例

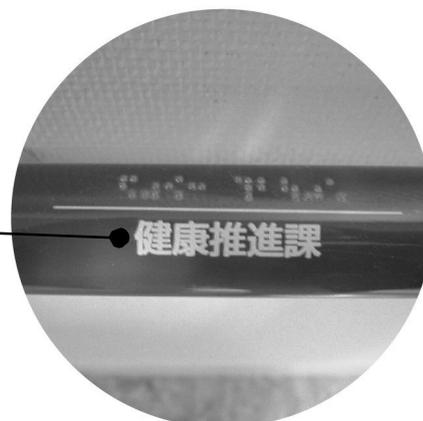
- ・ 防滑性ビニル系床材（シート状・タイル状）
  - ・ 粗面仕上げ床タイル
  - ・ 樹脂系防滑塗リ床仕上げ
  - ・ リブ付硬質木材
  - ・ ジェットバーナー仕上げ（又は小タタキ仕上げ）天然石、その他
- ※見本等で防滑性を確認のこと

## 整備事例

### ●手すり等による利用居室等への誘導



- ・ 手すりの端部に点字を設置し、利用居室等を案内している。
- ・ 廊下の角は、隅切りされている。（石川県庁・金沢市）



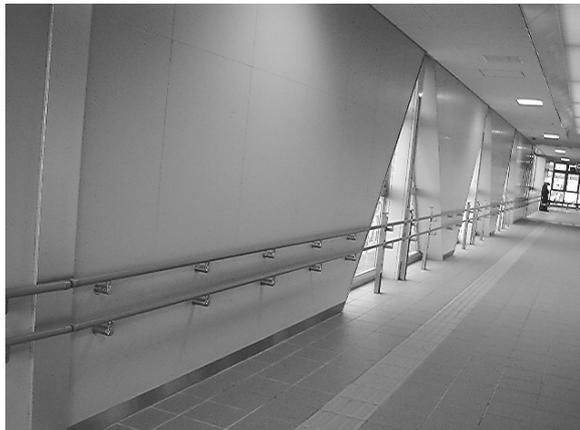
- ・ 利用居室等の点字シールに、墨字が併記されている。墨字が併記されていると、貼り間違いを防ぎ、メンテナンス上も便利である。（石川県庁・金沢市）

### ●共同住宅の玄関の手すり



- ・ 小規模施設ながらも、玄関ロビーに手すりを設置している（共同住宅ルージョロン・金沢市）

### ●窓部分も連続した手すり



- ・ 2段手すりが設置され、窓部分も連続している。（東金沢駅・金沢市）

## ● 利用居室等に誘導する手すり



- ・手すりがドア方向に曲がり、利用居室等を案内している。  
(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

## ● 転回スペースと色彩による誘導



- ・床の配色によって誘導を行っている。
- ・利用居室等の出入口が廊下の壁よりくぼんでいるため、車椅子が転回しやすい。(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

## 管理、人的対応の留意事項

- ・一般の通路、避難通路を問わず、通行の妨げとなる物を置かないようにする。
- ・手すりや壁による連続した誘導が妨げられないよう、設備、備品（ベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等）の設置場所は、設計段階で十分検討する。
- ・大規模な建築物において、各利用居室等までの動線が複雑になる場合には、来客に対応できる従業員（案内係、受付係等）を常時配置し、案内することが望ましい。
- ・手すりに点字表示を設置する際には、上下逆さまに貼らないよう十分注意する。また、汚れや破損に気づかないことが多いため、定期的にメンテナンスを行い、利用居室等の名称を変更する場合は、手すりの点字表示も必ず変更する。

## 知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、折れ曲がった廊下や奥まった位置にある階段など複雑な空間の理解ができなかったり、表示された情報を理解することが困難な人がいるため、明快で簡潔な動線やわかりやすい形態、色彩の表示は有効である。